

九州大学次世代燃料電池産学連携研究施設規程

平成24年度九大規程第36号
制定：平成24年10月22日
最終改正：令和3年3月30日
(令和2年度九大規程第98号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学内共通利用施設規則(平成16年度九大規則第60号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、九州大学次世代燃料電池産学連携研究施設(以下「施設」という。)の使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 施設に管理責任者を置き、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 管理責任者は、施設の管理運営に関する業務を掌理する。

(委員会)

第3条 施設に、次世代燃料電池産学連携研究施設管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を審議・調査する。

- (1) 施設の公募に関する事項
- (2) 施設の使用許可、許可内容の変更及び使用許可の取消等に関する事項
- (3) 禁止する実験等に関する事項
- (4) その他施設の管理運営に関する事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管理責任者
- (2) 次世代燃料電池産学連携研究センター長
- (3) カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の教授 若干人
- (4) 大学院工学研究院の教授 若干人
- (5) 水素エネルギー国際研究センターの教授及び准教授 若干人
- (6) 研究・産学官連携推進部研究企画課長及び研究・産学官連携推進部産学官連携推進課長
- (7) その他委員会が必要と認めた者 若干人

4 前項第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前項の委員は、再任されることができる。

6 委員会に委員長を置き、管理責任者をもって充てる。

7 委員長は、委員会を主宰する。

8 委員会に副委員長を置き、委員の互選により定める。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(使用資格)

第5条 施設のうち、規則第3条第1項第1号及び第2号に該当する部分(以下「共通部分」という。)を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 燃料電池関連研究に係る民間企業との共同研究又は民間企業が参画する競争的資金等を獲得し

- た研究（九州大学（以下「本学」という。）の教員が研究代表者であるものに限る。）を行う者
- (2) 燃料電池関連に係る基盤研究（本学の教員が研究代表者であるものに限る。）を行う者
 - (3) 研究遂行上、総括責任者が必要と認めた者
（使用の許可等）

第6条 共通部分を使用しようとする代表者は、所定の様式により、あらかじめ管理責任者が行う公募に応募し、総括責任者の承認を得て、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の使用許可についての審議は、使用目的、使用内容その他総括責任者が定める資料により行うものとする。
- 3 第1項の規定により施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、当該使用の途中において、前項の規定により許可を受けた内容を変更する必要があるときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 4 前項の許可に当たっては、第1項及び第2項の規定を準用する。

（使用期間）

第7条 共通部分の使用期間は、原則1年間とし、延長する場合は、1年ごとに更新し、3年を限度とする。ただし、総括責任者が必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 使用者は、使用を許可された期間を超えて使用を希望するときは、所定の様式により、あらかじめ管理責任者に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 3 前項の許可に当たっては、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

（禁止する実験等）

第8条 使用者は、施設において、次に掲げる実験等を実施することができない。

- (1) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項又は第4項に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用する実験
- (2) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）第4条に定めるP3レベル以上の拡散防止措置を講じる必要がある遺伝子組換え実験
- (3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項から第5項までに定める物質を使用する実験
- (4) その他管理責任者が、施設の管理上支障があると認めた実験等

- 2 前項の規定（前項第4号の規定を除く。）にかかわらず、総括責任者の承認を得て、管理責任者が必要と認めた場合は、当該実験等を実施することができる。

（使用の許可の取消）

第9条 管理責任者は、使用者が、この規程等及び許可条件に違反したとき、又は施設の管理上支障があると認めるときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、施設からの退去を命ずるものとする。

（光熱水料等）

第10条 使用者は、使用を許可された場所において使用した光熱水料及び使用料を負担しなければならない。

- 2 前項の光熱水料は、電気料、上水道料、下水道料、ガス料及び電話料の費用とする。
- 3 共通部分の使用料の額及び徴収方法等については、九州大学学内共通利用施設共通部分使用料規程（平成17年度九大規程第39号）によるものとする。

（徴収方法）

第11条 共通部分において使用した光熱水料は、4半期又は半期ごとに、使用者が所属する部局等の予算から事務局の予算に移し替えるものとする。

- 2 使用者は、光熱水料の請求があった場合は、速やかに支払わなければならない。

（使用の終了等）

第12条 使用者は、施設の使用が終了したとき、又は第9条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、当該施設からの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「施設等」という。）を原状に回復し、速やかに退去しなければならない。

（大型設備等）

第13条 特定の大型設備等の管理については、当該設備等を使用する者が共同して行うものとする。

（損害賠償）

第14条 使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第15条 施設の管理運営に関する事務は、研究・産学官連携推進部研究企画課及び研究・産学官連携推進部産学官連携推進課において行う。

（雑則）

第16条 この規程に定めるもののほか、施設の使用等に関し必要な事項は、委員会の議を経て、管理責任者が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年10月22日から施行する。

2 この規程施行後最初に任命される第3条第3項第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則（平成25年度九大規程第95号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第45号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第185号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規程第121号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第113号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規程第98号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。